

令和7年度

船橋市後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第7号

令和7年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,271,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
10 後期高齢者医療保険料			8,431,000
	10 後期高齢者医療保険料		8,431,000
15 使用料及び手数料			100
	10 手数料		100
16 国庫支出金			134,400
	15 国庫補助金		134,400
20 繰入金			1,662,800
	10 他会計繰入金		1,662,800
25 繰越金			100
	10 繰越金		100
30 諸収入			42,600
	10 延滞金・加算金及び過料		2,010
	15 償還金及び還付加算金		25,500
	22 受託事業収入		14,970
	25 雑入		120
歳 入	合 計		10,271,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療システム改修業務委託料	令和7年度～令和8年度	67,241千円
後期高齢者医療事業受電業務委託料	令和7年度～令和10年度	25,889千円
後期高齢者医療保険料納入通知書等作成業務委託料	令和7年度～令和8年度	1,100千円